政 策 2-1

1.政策名

証券決済システムの改革

2.政策の目標

(目標)

金融審議会答申「21 世紀を支える金融の新しい枠組みについて」及び証券決済システム改革ワーキンググループ報告書「21 世紀に向けた証券決済改革について」等を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、証券決済システムの改革に向けた制度整備を引き続き行う。(業績指標)証券決済システムの改革に向けた制度整備の実施状況

(説明)

証券決済システムの改革については、平成 12 年 6 月の金融審議会答申「21 世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、

従来は株式、社債、国債それぞれにつき異なる法律に基づき決済が行われており、これに伴って有価証券ごとに別々の決済機関が存在しているため、これらの各種有価証券につき統一的、横断的制度を導入することにより、別々に行われる投資の一本化を図ることができ、決済事務も統一できるため効率化を図ることができること

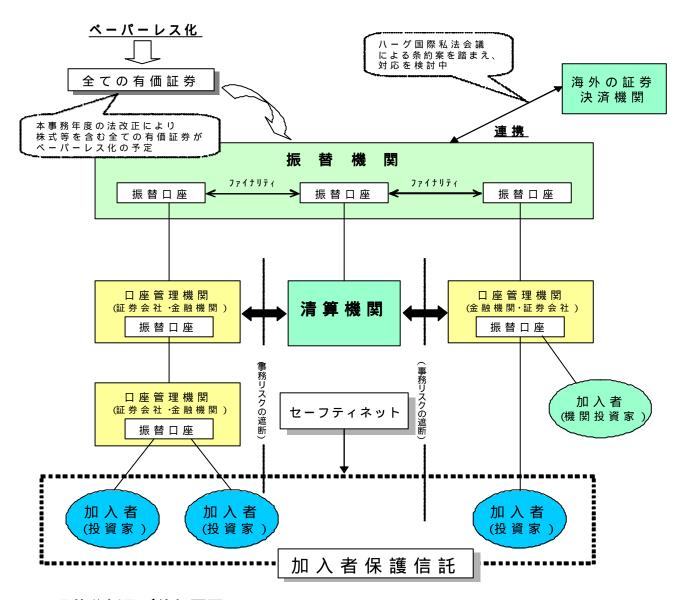
有価証券の無券面化を可能とする法制の整備により、有価証券の作成・保管に伴うコストの排除が可能なこと

などから、我が国の証券決済システムを抜本的に改革し、その安全性・効率性を向上させることが必要との認識のもと、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21 世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われております。

これらを受け、金融庁においては、証券決済システムの改革を図る法制整備を行って いくこととしており、今年度においても引き続き所要の法制整備に取り組むこととしま した。

【資料2-1-1 目指すべき証券決済システム】



3.現状分析及び外部要因

証券決済システムは証券市場の国際競争力を左右する制度的基盤であり、証券取引のグローバル化の下で、この証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが重要です。金融庁は、法務省をはじめとする関係省庁や市場関係者とともに証券決済システムの改革に取り組み、平成13年6月には「短期社債等の振替に関する法律」(新規立法)及び「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」(ともに法務省と共管)によりコマーシャルペーパー(CP) 「のペーパーレス化及びCPに係る振替制度の創設と、保管振替機関を株式会社形態に変更する法整備を行いました。

¹ コマーシャルペーパー (CP)とは、企業が公開市場で割引形式で発行する無担保の約束手形のこと。

さらに、これらの法整備に留まることなく、包括的な証券決済法制の対象拡大など証券市場の一層の整備に向けた検討を継続し、平成14年6月には「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(法務省・財務省と共管)により、

- ア. 券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象を C P から社債、国債等へ拡大し、
- イ.単層構造の仕組みを発展させて、一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設 することを可能とする多層構造の振替決済制度を創設し、
- ウ.安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とするための制度整備を行う

など、決済の迅速化・確実化をはじめとする証券市場の整備のための所要の法整備 を行ったところです。

4.事務運営についての報告及び評価

(1)事務運営についての報告

平成 14 事務年度において、金融庁は、証券市場の構造改革の一環として、平成 14 年 8 月の「証券市場の改革促進プログラム」において証券決済システムの整備を掲げ、具体的施策として、平成 13 事務年度において成立した「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」により導入された社債等振替制度や清算機関制度などの新しい証券決済制度の円滑な実施を図るため、政省令の策定や税制の整備等の目標を掲げました。

当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

「社債等の振替に関する法律施行令」、「一般振替機関の監督に関する命令」、「加入者保護信託に関する命令」、「証券取引清算機関等に関する内閣府令」等の関係政省令を策定し、以下の事項について整備を行いました。(平成 14 年 12 月公布、平成 15 年 1 月施行。)

- ・ 振替制度による権利移転の手続等、振替制度等に係る所要の整備
- 加入者への支払手続等、加入者保護信託制度に係る所要の整備
- ・ 清算機関が対象とする取引範囲の明確化等、清算機関制度に係る所要の整備

等

清算機関が受け取る公社債利子の源泉徴収不適用、加入者保護信託へ支払う負担金の損金算入等の加入者保護信託制度の円滑な実施に必要な税制整備を内容と

する税制改正要望を行い、措置されることとなりました。

実務面において新しい証券決済制度に基づいた清算機関と振替制度が稼動する にあたり、清算機関への免許の付与、振替機関の指定及び加入者保護信託契約の 認可等、所要の事務を行いました。

(2)評価

平成 14 事務年度は、上記の各措置により、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」に基づく新しい証券決済制度が円滑に導入されました。

また、民間においても、 日本証券クリアリング機構(統一清算機関)の稼動開始(15年1月14日) 加入者保護信託制度の開始(15年1月17日) 日本銀行における新制度に基づく国債振替決済制度の稼動開始(15年1月27日) 証券保管振替機構における新制度に基づくペーパーレスCP(短期社債)の振替制度の稼動開始(15年3月31日)といった実務面での対応がなされるなど、現行システムから新しいシステムへのスムーズな移行が行われてきており、新制度に基づく清算機関や振替制度が順調に立ち上がり、有価証券のペーパーレス化が進みました。

以上のことから、着実に証券決済システム改革の成果が上がっているものと考えられます。

5.今後の課題

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後引き続き現行のシステムから新しい システムへの移行に向けた取組みを進めることが必要です。

具体的には、その制度的基盤である株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券 決済法制の完成に向けて、法制審議会における検討結果を踏まえ、株式についてより安全 で効率的な決済を可能とする観点から、以下の取組みを行う必要があります。

会社が定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるものとすることにより、 株券のペーパーレス化を図ること

現行の「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券保管振替制度に代わる 新たな振替制度として、社債や国債等と同様の安全で効率的な振替制度を整備すること

また、政府における法制整備とあわせて、幅広い市場関係者が結集し、決済期間の短縮化、市場慣行、事務処理フロー等の見直しについて検討を行い、主体的かつ積極的に改革を推進していくことが不可欠です。

さらに、国際間の証券決済等について検討を行うことが必要です。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も統一的証券 決済法制の完成に向けて、法令整備や検討を進めていくことが必要です。

7.学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8.注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔 政策効果把握方法 〕

政策効果は、証券決済システム改革に関する法制度の実施状況及び実務面での進展状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

[使用資料等]

- ・ 規定の整備及び実施状況
- ・ 整備に係る法令に基づく証券決済制度の稼動状況

9.担当部局

総務企画局市場課